

住宅関係補助金 移住定住補助金 のご案内

◆本市にお住まいの方向け

- ① 住宅新築等補助金
- ② 住宅リフォーム補助金
 - ②-1…性能向上等リフォーム補助金
 - ②-2…環境対策リフォーム補助金
- ③ 木造住宅耐震診断補助金
- ④ 木造住宅耐震改修工事補助金
- ⑦ 移住定住促進補助金

◆市外から移住を希望される方向け

- ⑤ 移住者住宅取得補助金
- ⑥ 移住者住宅リフォーム補助金
- ⑦ 移住定住促進補助金

◆住宅に関するその他の補助金

- ⑧ 淨化槽設置整備事業補助金
- ⑨ がけ近接等危険住宅移転事業補助金
- ⑩ 危険廃屋解体補助金

南さつま市では、快適な住環境の整備を実現するとともに、地域の活性化を図るために、本市にお住まいの方をはじめ、市外から本市へ移住を希望される方に、住宅新築・購入の費用やリフォーム工事等を行った場合の費用の一部を補助する各種補助制度を設けています。このパンフレットには、各補助制度の対象要件や補助率、申請に必要な書類等を記載していますので、お読みいただき、ぜひご利用ください。詳しい内容や申請用紙は、市のホームページからダウンロードできます。

◆本市にお住まいの方向け



1 住宅新築等補助金

ホームページ

「住宅の新築・リフォーム工事・耐震診断・耐震補強工事補助金交付制度」へ

この補助事業は市民の皆様が快適な住環境の整備を実現するため、併せて地域経済の活性化を図ることを目的とし、平成26年4月1日以降に住宅の新築・購入の契約をした方に交付する補助金です。

(1) 補助対象要件

- ① 新築地の自治会に加入していただきます。
- ② 市税に滞納のない方。

(2) 補助対象となる新築工事

- ① 平成26年4月1日以降に契約した自己が居住するために新築する住宅または購入する新築建売住宅とします。
- ② 店舗事務所等との併用住宅は、自己の居住部分の床面積が2分の1以上であることとします。
- ③ 補助対象住宅は、床面積が40m²以上あり、玄関、台所、便所、浴室及び居室を有する住宅とします。

(3) 補助対象とならない新築工事

- ① 既存住宅の改造、改築、増築等工事や貸家等の新築工事。
- ② 移転事業等に伴う国県市等の公的補助金を受けた工事。
- ③ その他本補助制度に不適当な新築工事。

(4) 補助率と補助金の額

交付要件		補助金額
住宅新築等補助金	新築または購入する新築住宅	50万円 平成26年4月1日～平成27年5月31日までに契約の方は30万円
区域加算	加世田小学校区域外の地域に新築する場合（旧久木野・津貫小学校区は加算対象）	20万円
市内業者加算	*市内業者として登録された業者により建設された住宅	30万円

* 市内業者とは市内に主たる営業所を設置する事業者で、市内業者として登録された者。

(5) 交付申請書類

- ① 補助金交付申請書（建築住宅課建築係窓口）
- ② 申請世帯全員の住民票（市民生活課窓口）
- ③ 市税に滞納のないことを証する書類（税務課窓口）
- ④ 新築住宅の工事契約書または購入契約書の写し（施工業者の作成）
- ⑤ 新築住宅の図面等（案内図・配置図・平面図等建築確認申請の写し・施工業者に依頼）
- ⑥ 新築住宅敷地の状況写真（施工業者に依頼）

(6) その他

補助事業の詳しい内容、補助金交付手続き等については、建築住宅課建築係にご相談ください。

2 住宅リフォーム補助金

この補助事業は市民の皆様が快適な住・生活環境の向上等及び公共用水域の水質の保全及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、住宅リフォームの補助申請をした方に交付する補助金です。

(1) 補助対象要件

- ① 市内に住所があり自治会にも加入しており、かつ、自己が居住し所有する住宅。ただし、集落排水処理区域及び合併処理浄化槽推進区域（環境対策リフォーム補助金に限る。）にあってはこの限りでない。
- ② 市税に滞納のない方。
- ③ 市内業者が請け負った工事に限る。
※市内業者とは市内に主たる営業所を設置する事業者で、市内業者として登録した者。
- ④ 併用住宅は住宅部分のみの改修工事を対象とするが、集落排水処理区域及び合併処理浄化槽推進区域における環境対策リフォーム補助金に限っては、住宅、貸家及び空き家を補助の対象とする。ただし、これらの区域に係る補助申請者は所有者とする。
- ⑤ 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるための住宅の修繕等の改装・増築及び生活排水を処理するため集落排水処理施設への接続又は合併浄化槽への切換えに係る改造若しくは改修工事を対象とする。
ただし、公共下水道計画区域内の環境対策リフォーム補助金（排水設備工事）については、対象外とする。

(2) 補助対象とならない工事

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| ① 住宅用備品（TV、エアコン等の家電製品） | ② 設備機器単体の交換（エコキュート・IH・ガス給湯器・換気扇等） |
| ③ 庭木の剪定・植栽工事 | ④ 解体工事 |
| ⑤ 門、柵、塀等の外構工事 | ⑥ 外部車庫、倉庫等の新築、増築工事 |
| ⑦ 他の補助を受けた工事部分 | ⑧ 公共工事の施工に伴う補償対象工事 |
| ⑨ その他、本補助制度に不適当な工事 | |

(3) 補助金額

住宅リフォーム	交付要件	補助率	交付限度額
②-1 性能向上等リフォーム 補助金（現行）	工事費の合計額が30万円以上の工事とし、 補助金の交付は1回限りとします。	10分の1	20万円
②-2 環境対策リフォーム 補助金（排水設備工事）	○集落排水処理区域 ・汲取、単独・合併処理浄化槽から 集落排水処理施設への接続	10分の3	汲取 最大17万円 単独 最大20万円 合併 最大 5万円
	○合併浄化槽推進区域 ・汲取、単独処理浄化槽から合併処 理浄化槽への切換え	10分の3	汲取 最大27万円 単独 最大30万円

(4) 交付申請書類

- ① 補助金申請書（建築住宅課建築係窓口）
- ② 申請者の住民票（市民生活課窓口）
- ③ 市税に滞納のないことを証する書類（税務課窓口）
- ④ リフォームを行う住宅の固定資産名寄せ帳証明書（税務課窓口）
- ⑤ 住宅リフォームに係る契約書及び見積書の写し（施工業者の作成）
- ⑥ 住宅リフォームの内容がわかる図面（施工業者に依頼）
- ⑦ 住宅リフォーム前の現場状況写真（施工業者に依頼）
- ⑧ 家屋の名義人が申請人と異なる場合は関係のわかる書類（該当する場合）

(5) その他

補助事業の詳しい内容、補助金交付手続き等については、建築住宅課建築係にご相談ください。

③ 木造住宅耐震診断補助金

この補助事業は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、併せて、地域経済の活性化を図ることを目的とし、木造住宅耐震診断の補助申請をした方に交付する補助金です。

(1) 補助対象要件

- ① 耐震診断を行う一戸建て木造住宅の居住者又は所有者の住宅。
- ② 所有者でない居住者がいる場合は耐震診断の実施について双方の同意を得ていること。
- ③ 地上3階建てまでとします。
- ④ 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された専用住宅又は併用住宅（過半の床面積が住宅の用途であること）で現に住んでいる方がいること。
- ⑤ 市税に滞納のない方
- ⑥ 市内業者に請け負わせた補助対象となる耐震診断工事に限ります。
※市内業者とは南さつま市内に主たる営業所を設置する会社及び個人事業者で、本市に市内業者として登録した者。
- ⑦ 併用住宅は住宅部分のみの耐震診断工事を対象とします。
- ⑧ 住宅の耐震診断工事に要する経費とします。
- ⑨ 当該年度の2月末日までに耐震診断を完了できること。

(2) 補助率と補助金の額

	交付要件	補助率	交付限度額
耐震診断	対象となる耐震診断費とし、補助金の交付は1回限りとします。	3分の2	6万円

(3) その他

補助対象にならない工事もありますので、補助事業の詳しい内容、必要書類、補助金交付手続き等については、建築住宅課建築係にご相談ください。

④ 木造住宅耐震改修工事補助金

この補助事業は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、併せて、地域経済の活性化を図ることを目的とし、木造住宅耐震改修工事の補助申請をした方に交付する補助金です。

(1) 補助対象要件

- ① 耐震改修を行う一戸建て木造住宅の居住者又は所有者の住宅。
- ② 所有者でない居住者がいる場合は耐震改修の実施について双方の同意を得ていること。
- ③ 地上3階建てまでとします。
- ④ 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された専用住宅又は併用住宅（過半の床面積が住宅の用途であること）で現に住んでいる方がいること。
- ⑤ 市税に滞納のない方
- ⑥ 市内業者に請け負わせた補助対象となる耐震改修工事に限ります。
※市内業者とは南さつま市内に主たる営業所を設置する会社及び個人事業者で、本市に市内業者として登録した者。
- ⑦ 併用住宅は住宅部分のみの耐震改修工事を対象とします。
- ⑧ 住宅の耐震改修工事に要する経費とします。
- ⑨ 当該年度の2月末日までに耐震改修を完了できること。

(2) 補助率と補助金の額

	交付要件	補助率	交付限度額
耐震改修工事	対象となる改修工事費とし、補助金の交付は1回限りとします。	100分の23	30万円

(3) その他

補助対象にならない工事もありますので、補助事業の詳しい内容、必要書類、補助金交付手続き等については、建築住宅課建築係にご相談ください。

◆市外から移住を希望される方向け



5 移住者住宅取得補助金

ホームページ
「移住者住宅所得補助金」へ

この補助事業は、本市へ移住し、新たに住宅を取得した方に交付する補助金です。

(1) 補助対象要件

- ① 市外から本市へ移住し、自ら定住するため、市内に床面積が40m²以上の住宅を新築したか、同面積以上の新築又は中古住宅を購入した方（プレハブ等の簡易な住宅は除く。）で転入後5年を超えない方。
- ② 市外から本市に移住した方で、本市を離れて5年以上経過している方。
- ③ ①の住宅に5年以上定住する方。
- ④ 居住地の自治会に加入した方。
- ⑤ 市町村民税に滞納のない方。
- ⑥ 以上の要件を充たし、住宅を取得してから1年以内に申請できる方。

(2) 補助金額

交付要件		補助金額	交付限度額
基本額	新築住宅の建築又は新築住宅を購入した場合	50万円	140万円
	中古住宅を購入した場合	30万円	
加算額	加世田小学校区域外で住宅の新築又は購入した場合 (旧久木野・津貫小学校区は加算対象)	20万円	
	中学生以下の被扶養者(世帯員として住民基本台帳等に記録されている者)がいる場合	1人当たり 20万円	
	本市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合(市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に申請し登録された業者をいう。)	30万円	

(3) 交付申請書類

- ① 補助金交付申請書(企画政策課協働推進係窓口)
- ② 世帯全員の住民票並びに戸籍の附票
- ③ 市町村民税の納税証明書
- ④ 新築住宅工事請負契約書または住宅購入売買契約書の写し(業者に依頼)
- ⑤ 住宅の登記事項証明書(法務局)
- ⑥ 住宅の平面図(建築確認又は工事請負契約書の附属図書の写し)及び位置図(業者に依頼)
- ⑦ 住宅の全景写真1枚
- ⑧ 自治会加入確認及び定住に関する誓約書(企画政策課協働推進係窓口)

(4) その他

補助対象にならない場合もありますので、補助事業の詳しい内容、補助金交付手続き等については、企画政策課協働推進係にご相談ください。

⑥ 移住者住宅リフォーム補助金

この補助事業は、本市へ移住し、新たに住宅をリフォームする方に交付する補助金です。



ホームページ「移住者住宅リフォーム補助金」へ

(1) 補助対象要件

- ① 市外から本市へ移住し、自ら定住するための自己所有の住宅をリフォームする方で転入後5年を超えない方
- ② 市外から本市に移住した方で、本市を離れて5年以上経過している方。
- ③ リフォーム代金が30万円以上の方。（本市の他の補助金、国等の公的補助金を受けていないこと）
- ④ リフォームした住宅に、引き続き5年以上定住する方。
- ⑤ 居住地の自治会に加入する方。
- ⑥ 市町村民税に滞納のない方。
- ⑦ リフォームを市内施工業者と請負契約した方。

(2) 補助率額

交付要件	補助対象経費	補助金額及び交付限度額
加世田小学校区域外 (旧久木野・津貫小学校区は加算対象)	リフォーム工事に係る経費 (消費税を含め30万円以上の工事に限る。)	補助対象経費の2/3に相当する額とし、 50万円 を限度とする。
加世田小学校区域内 (旧久木野・津貫小学校区は加算対象)	リフォーム工事に係る経費 (消費税を含め30万円以上の工事に限る。)	補助対象経費の2/3に相当する額とし、 30万円 を限度とする。

(3) 交付申請書類

- ① 補助金交付申請書（企画政策課協働推進係窓口）
- ② 世帯全員の住民票並びに戸籍の附票
- ③ 市町村民税の納税証明書
- ④ リフォームを行う住宅の固定資産名寄帳証明書（税務課）
- ⑤ リフォーム工事に係る見積書の写し（業者に依頼）
- ⑥ リフォーム工事に係る工事請負契約書の写し（業者に依頼）
- ⑦ リフォーム工事の内容の分かる図面等（業者に依頼）
- ⑧ リフォーム工事の施工前の状態が確認できる写真（業者に依頼）

(4) その他

補助対象にならない工事もありますので、補助事業の詳しい内容、補助金交付手続き等については、企画政策課協働推進係にご相談ください。

◆本市にお住まいの方及び市外から移住を希望される方向け



7 移住定住促進補助金

ホームページ「移住者定住促進補助金」へ

この補助事業は、市が定める対象地を購入した上で、住宅を新築した方に交付する補助金です。
(対象地についてはお問い合わせください。) 申請期限は H31 年 3 月 31 日です。

(1) 補助対象要件

- ① 対象地に 5 年以上定住する方。
- ② 対象地の住宅以外に、本市に住宅を所有していない方。
- ③ 居住地の自治会に加入した方。
- ④ 市町村民税に滞納のない方。
- ⑤ 以上の要件を充たし、新築してから 1 年以内に申請できる方。

*ただし、本市内における公共工事に伴う移転により対象地を購入し、住宅を新築した方は除きます。

(2) 補助率と補助金の額

交付要件		補助金額	交付方法
基本額	移住者である場合 (平成22年5月25日以降に本市へ移住した方)	100万円	初回は40万円交付、残りは以後4年間において、年度ごとに15万円を交付する。
	定住者である場合	50万円	初回は20万円交付、残りは以後4年間において、年度ごとに7万5千円を交付する。
加算額	加世田小学校区域外の対象地を購入した場合 (旧久木野・津貫小学校区は加算対象)	100万円	初回は40万円交付、残りは以後4年間において、年度ごとに15万円を交付する。
	中学生以下の被扶養者(世帯員として住民基本台帳等に記録等されている者)がいる場合	1人当たり 20万円	初回に全額交付する。
	市内の建築業者と工事請負契約を締結した場合 (市内の建築業者とは、本制度の適用を受けるため、本市に申請し登録された業者をいう。)	30万円	初回に全額交付する。

(3) 交付申請書類

- ① 補助金交付申請書（企画政策課協働推進係窓口）
- ② 世帯全員の住民票並びに戸籍の附票
- ③ 世帯全員の資産証明書（税務課）
- ④ 市町村民税の納税証明書
- ⑤ 土地売買契約書の写し
- ⑥ 土地の登記事項証明書（法務局）
- ⑦ 住宅の登記事項証明書（法務局）
- ⑧ 住宅の新築工事請負契約書の写し（業者に依頼）
- ⑨ 住宅の平面図（建築確認又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図（業者に依頼）
- ⑩ 住宅の全景写真1枚
- ⑪ 自治会加入確認及び定住に関する誓約書（企画政策課協働推進係窓口）

(4) その他

補助対象にならない場合もありますので、補助事業の詳しい内容、補助金交付手続き等については、企画政策課協働推進係にご相談ください。

◆住宅に関するその他の補助金

ホームページ「浄化槽設置整備事業補助金」へ

8 浄化槽設置整備事業補助金



(1) 補助対象者

漁業集落排水事業、農業集落排水事業等の対象区域及び下水道予定処理区域を除く市内全域において、専用住宅に小型合併浄化槽（10人槽以下）を設置する方

(2) 補助金額

区分	補助金の額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

※単独浄化槽から合併浄化槽に変更する場合は既存単独浄化槽撤去費用として、9万円を加算

(3) 問い合わせ先

市民福祉部 市民生活課 生活環境係（内線2107）

ホームページ「がけ近事業補助金」へ

9 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金



(1) 補助対象者

がけ上、がけ下等の危険な住宅にお住まいの方

（鹿児島県が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に住居、または高さが2mを超え30度を超える勾配のがけで、法肩もしくは法尻からの距離が、がけの高さの2倍未満にあり、昭和46年8月31日以前に建設された住宅に居住の方）

(2) 補助金額

除却費	(実費)	802,000円
住宅建設費	(利息相当)	4,570,000円
土地取得費	(利息相当)	206,000円
敷地造成費	(利息相当)	597,000円

(3) 問い合わせ先

建設部 建築住宅課 建築係（内線2271）

ホームページ「危険廃屋解体補助金」へ

10 危険廃屋解体補助金



(1) 補助対象者

危険廃屋等の所有者又は所有者から解体・撤去の委任を受けた方

(2) 補助金額

解体・撤去に要する経費の3分の1（限度額30万円）

(3) 問い合わせ先

総務課 自治防災係（内線2214）

各種補助金の申請及びご相談は、担当係にお問い合わせ下さい。

①～④、⑨の補助金

建築住宅課 建築係（内線2271）

⑤～⑦の補助金

企画政策課 協働推進係（内線2218）

南さつま市役所

⑧の補助金

市民生活課 生活環境係（内線2107）

住所：南さつま市加世田川畑 2648 番地

⑩の補助金

総務課 自治防災係（内線2214）

電話：(0993) 53-2111